

# ご応募の際によくある質問と回答

文化財保存修復事業助成

## ①助成対象について

	質問	回答
1	保存修復の対象となる文化財について教えてください。	文化財保護法第二条第1項に規定される有形文化財のうち建造物を除く文化財（美術工芸品）が助成の対象となります。また、日本国内に所在する、屋内展示可能なものに限ります。なお、国宝、国指定の重要文化財は対象外となります。詳しくは応募要領の助成概要の「助成対象」をご覧ください。国内所在、屋内展示可能、国宝・重文を除くという点以外は、広くとらえていますので、対象になるか迷われる際は、ご遠慮なくお問い合わせください。
2	都道府県、市町村等から文化財の指定を受けていませんが、応募できますか？	都道府県、市町村等から文化財の指定を受けている、いないに拘わらず、応募は可能です。
3	神輿や山車、太鼓など祭礼などで使用するものの保存修復も助成の対象となりますか？	使用を前提としており、損傷する可能性が高い「消耗品」と見做されるので、助成の対象にはなりません。
4	文化財の保存修復に関連した目録作り（データベース構築）、レプリカの作成は助成の対象となりますか？	いずれも原則対象外です。
5	複数の文化財について、同時に複数案件の申請ができますか？	複数案件を一つに纏めての応募、また、複数の応募はできません。なお、保存修復する文化財が複数の場合でも、関連性があり、同じ保存修復案件（一体）とみられるものは、申請可能です。

## ②応募資格について

6	応募の資格について教えてください。	原則、所有者の方からの応募に限ります。また、文化財を修復した後は、国内で公開、展示頂くことを条件とします。詳しくは、応募要領の「助成の概要」の「応募資格」をご覧ください。
7	個人所有の文化財ですが、応募可能でしょうか。	応募可能です。ただし、原則、博物館等に展示、公開を目的に寄託している物件に限ります。また、修復後は引き続き、展示、公開することが条件となります。
8	公開を予定していない文化財を所蔵しています。保存修復費用のために助成に応募することはできますか？	助成の対象外となります。「私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する法人及び個人」に該当する場合には応募することはできません。助成する対象物の公開を前提としています。
9	法人・団体での申込に関する注意点を教えてください。	法人・団体での申し込みの場合は、代表者名で申請してください。例えば、宗教法人や私立博物館等でご申請いただく場合は、法人代表役員名で、公立博物館の場合は、館長名または、都道府県、市町村長名でご申請ください。

10	市町村や地区の自治会等の所有する文化財の場合は誰が応募者となりますか？	市町村の長や自治会の会長等、代表者の方のお名前で申請してください。ご不明な点があれば財団事務局にお問い合わせください。
----	-------------------------------------	---

### ③応募金額、期間等の条件について

11	応募金額に上限はありますか？	応募金額は、原則、見積書の金額か、500万円の何れか小さい金額を上限とします。 ※文化財の修復に関わる運搬費用については、見積書に含まれない場合はお認めするケースがございます。個別にご相談ください。
12	小額でも応募できますか？	応募要領の主旨に沿った内容であれば、金額の多寡にかかわらず応募可能です。
13	県や市町村の補助金と合わせて使用することはできますか？	可能です。補助金との併用は構いません。応募金額は、補助金でカバーされない所有者様ご負担となる金額のうち、財団からの助成が必要な金額としてください。
14	文化財指定を受けていますが、都道府県の補助金などを併用しない場合でも応募可能ですか？	もちろん応募可能です。併用無しでのご申請案件の採択実績もございます。併用しない（できない）場合は、助成申込内容の9. 資金計画の「文化財指定を受けていますが、補助金を併用しない場合の理由」欄にご事情・理由（予算が取れない等）を記載してください。 財団事務局としましては、できるだけ多くの方に助成させて頂きたいと考えており、（特に修復の金額が大きい場合は）併用する形でご検討頂けると幸いですが、併用を条件としておりませんので、難しい場合は、ご事情などを記載頂き、応募してください。
15	複数年事業の場合、応募金額はどうすればいいですか？	事情によっては複数年使用を認めます。その場合、複数年度分の助成申込を一括査定しますので、その保存修復に係る費用の必要総額をご記入ください。なお、助成金は各年に分けて使用して頂きます。
16	助成期間（修復期間）について教えてください。	1年を原則としますが、複数年の助成（修復）も可能です。
17	保存修復作業はいつから開始できますか？	保存修復作業の開始時期は、助成が決定された年の10月から翌年4月まで選択可能です。

### ④申込書、申込内容の記入・提出方法について

18	助成申込内容の記入欄が狭くて書ききれない場合、枠を拡げて書いても良いですか？	助成申込内容のフォームを大幅に崩すことがなければ、各欄の縦幅を多少調整して頂いたり、全体で1~2ページ分追加頂いても結構です。 <b>ただし、印刷プレビューなどで助成申込内容のレイアウトが大幅に崩れていないか、必ずご確認ください。なお、記入のない欄の削除や、追加等は不可です。</b>
19	助成申込内容の画像のページにはどのような画像を貼ればいいのでしょうか？また、このページの中に収まらなくてはいけませんか？	修復対象物の画像については、立体であれば正面、側面、背面等全体が分かるような画像及び保存修復の必要ある箇所の拡大画像を、平面の物であれば全体及び部分（保存修復の必要ある箇所）の拡大画像を貼ってください。1ページ内に収まらない場合、数ページにわたっても構いません。（カラー画像としてください。）【重要】また、助成申込内容に貼りつけた「修復対象物の画像」は専用のアップロード画面より、必ずアップロードしてください。ファイル形式は、Jpeg/Jpg形式でお願いします。

20	応募書類を作成していますが、「保存・修復の社会的意義」の欄には、どのようなことを記載すればよいのでしょうか？	過去の応募においては、修復対象物の文化的な価値について、「地方創生」、「国際交流」進展、「学術振興」、文化財保存修復に係る「技術の維持・伝承や人材の育成」等への貢献といったことを切り口に、その歴史に絡めて保存・修復することの意義（社会的意義）を記載されているケースが多いと思います。
----	--	---

⑤推薦書について

21	推薦書の提出は必須ですか？	推薦書のご提出は、応募の条件となります。
22	推薦人はどのような方を立てればよいのでしょうか？	推薦者の方は、過去の応募ですと、博物館の方（館長や副館長様）、学芸員・研究員の方、大学などの先生方、各都道府県の教育長や文化財のご担当責任者の方が多いようです。ご推薦できる専門の方であれば、どなたでも結構です。ただし、利害関係者の方は、推薦対象者にはなれません。例えば、博物館様からの保存修復の申請に対して、当該博物館の館長が推薦人となるなど。
23	修復業者の方は推薦人になれますか？	修復業者の方は推薦人にはなれません。

⑥修復業者様、見積書について

24	保存修復費用の見積もりは必須ですか？	お見積書は必須です。必ず修復業者様のお見積書をご提出してください（システムよりアップロードしてください）。文化財としての価値を失わないような保存修復が必要ですので、文化財の保存修復実績のある信頼できる修復業者様に見積もりをお願いしてください。
25	修復業者様が申請時と変更となる場合のお取り扱いについて教えてください。	修復をされる修復業者様（どの業者様が修復されるか）も採択の判断事項になります。修復業者様の変更は、指定物件での入札など、やむを得ない事情を除き、お認めしておりません。
26	指定物件の保存・修復の為、修復業者様は入札により決定しますので申請の時点で決定していません。このような場合どのように対応すればよいでしょうか？	指定物件での入札などやむを得ない事情で、修復業者様が変更となる可能性がある場合は、助成申込書のシステム入力欄に、①修復業者様が変更となる可能性がある旨の申告、②理由（やむを得ないご事情）、③修復を依頼する可能性のある修復業者様をすべてご入力ください。なお、申請書の修復業者様の欄には、修復を依頼する可能性が一番高い修復業者名を記載して頂き、当該先のお見積書をご提出ください。 修復業者様が確定した場合は、遅滞なく、「応募者マイページ」より報告頂き、修復業者様の「お見積書」をご提出ください。
27	応募時に提出した見積金額が大きく変わりました。どのような対応になりますでしょうか？	選考は応募時にご提出頂いた見積金額をベースに検討します。適正な見積もりのご提出をお願いします。入札などでお見積金額がかわる場合は、事実が判明した時点で、遅滞なく財団事務局まで経緯、事情を連絡ください。なお、採択通知後にお見積り金額が大幅減額となる場合で、財団が認める合理的な理由が無い場合は、採択を取り消させて頂くことがあります。

⑦対象物の写真他、提出書類について

28	修復対象物の画像データのアップロードについて教えてください。	修復対象物の画像のアップロードは、助成申込内容に貼り付けた写真をすべてアップロードしてください。画像は鮮明なものでお願いします。ファイル形式は、Jpeg/Jpg 形式でお願いします。
----	--------------------------------	---

29	法人・団体の組織概要について【法人・団体でのお申込みの場合】	<p>法人・団体でのお申し込みの場合のご提出書類は以下です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① パンフレット等法人・団体の概要の分かる資料は、提出が必須になります。パンフレットに限らず、法人・団体の概要が分かる資料であれば、形式は問いません。</li> <li>② 法人格をお持ちの場合は、「定款」のご提出を、法人格をお持ちでない団体は、原則、定款に準じた規約等（代表者の選任方法、総会の運営、財産の管理など）のご提出をお願いします。</li> <li>③ 法人格を有する団体は、役員名簿を、法人格をお持ちでない場合は、構成員の名簿をご提出ください。</li> <li>④ 資産負債の状況（直近の決算資料）等の資料は、作成している場合は、ご提出ください。</li> </ol> <p>ご不明な点がございましたら財団事務局までお問い合わせください。</p>
30	大学の附属博物館（美術館）ですが、大学の資産・負債等の詳細はありますか？県立（市町村立）博物館（美術館）ですが、県や市町村の資産・負債等の詳細はありますか？	<p>資産や負債の状況が、大学や県・市町村等のホームページ等で公開されている場合は不要ですが、こちらからお伺いする場合があります。なお、大学や県・市町村の中での博物館（美術館）の組織上の位置づけが分かる資料をつけてください。</p>

### ⑧その他

31	マイページ登録をしたが、返信メールが来ません。	<p>登録されたメールアドレスをご確認ください。所属先等で受取メールにブロックをかけている場合もあります。三菱財団サポート担当（ヨシダ印刷株式会社内：TEL 03-3626-1307、E-Mail：mitsubishi-zaidan@yoshida-p.co.jp）までご照会ください。</p>
32	マイページのログインができません。	<p>メール受信したIDとパスワードをご確認の上、再度打ち直してみてください。</p>
33	WEBでの申請後に、助成申込書PDFに修正を入れたい箇所を見つけたのですが、対応頂けますでしょうか？	<p>ご提出後の申請内容の修正はできません。「提出」ボタンクリックにあたってはWEBシステム上で入力した助成申込書及びアップロードした助成申込内容、見積書、推薦書、パンフレット他法人・団体の概要が分かる資料（法人・団体のみ必須）、「保存修復対象物の画像」の画像データ等に誤りや漏れがないか等しっかりと確認の上、提出してください。</p>
34	申込受付期間を過ぎてから不備書類のお知らせメールを受け取りましたが、どうすれば良いでしょうか？	<p>財団事務局からの指示に従って、ご対応ください。</p>
35	修復業者は連絡責任者になりますか？	<p>修復業者の方は連絡責任者にはなれません。</p>
36	保存修復事業完了後の公開は必要ですか？また、公開に際して、助成を受けて実施したことの公表は必要ですか？	<p>公開は必須です。保存修復された文化財は文化財保護法の趣旨に則り、公開等の文化的活用を前提としています。なお、公開に際しては「三菱財団の助成を受けて保存修復事業を実施した」との趣旨の掲示をお願いします。</p>